明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

令和５年
11月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一〇九四号から第一一一三号まで
号外　第二三〇号から第二五一号まで　特第六九号から特第七二号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
七三	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	二四	246	四
七四	特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律	二四	246	四七
七五	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二四	246	四八
七六	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	二四	246	四九
七七	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	二四	246	五〇
七八	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二四	246	五一
七九	金融商品取引法等の一部を改正する法律	二九	250	三一
八〇	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律	二九	250	四
八一	物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律	二九	特72	二

政令

三一二	在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令	一	230	二
三一三	出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織令の一部を改正する政令	六		二
三一四	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令	六		二
三一五	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令	六		三
三一六	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令	六		三
三一七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令	六		五
三一八	刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一〇	236	三
三一九	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一〇	236	三
三二〇	刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一〇	236	三
三二一	押収物還付等公告令の一部を改正する政令	一〇	236	四
三二二	国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令	一〇	236	四
三二三	国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令	一〇	236	四
三二四	道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令	一〇	236	四
三二五	令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県東隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	一〇	236	五
三二六	シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令	一〇	236	五
三二七	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令	一〇	236	六
三二八	漁港水面施設運営権登録令	一〇	236	六
三二九	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一五		二
三三〇	旅館業法施行令等の一部を改正する政令	一五		二
三三一	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二二		二
三三二	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令	二二		二
三三三	海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二四	246	五九
三三四	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	二四	246	五九
三三五	防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	二九	250	三七
三三六	戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	二九	250	三七
三三七	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二九	250	三七